

議案第 5 5 号

羽曳野市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 10 月 12 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の一部が改正されたことに伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に、共生型サービス事業者の特例を定める必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 29 年羽曳野市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「法」の次に「第 78 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p>(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 法第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第78条の4第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、この条例に特別の定めのあるものを除くほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス基準」という。)に定めるとおりとする。</p> <p>2 省略 以下省略</p>	<p>(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 法第78条の4第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、この条例に特別の定めのあるものを除くほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス基準」という。)に定めるとおりとする。</p> <p>2 省略 以下省略</p>